

2023 年合格目標 行政書士講座

スーパー答練

1stステージ

憲 法① 問題

注 意

1. 問題用紙は、係官の指示があるまで開かないこと。
2. この問題用紙は、20ページあるので確認してください。また、解答時間は60分です。
3. 解答用紙への記入及びマークは、次のようにしてください。

ア 氏名・生年月日・会員番号・実施日を所定欄に記入し、該当箇所をマークしてください。

イ 5肢択一式問題は、1から5までのうち正しいと思われるものを一つ選び、鉛筆でマークしてください。二つ以上解答したもの、判読が困難なものは誤りとなります。

ウ 多肢選択式問題は、枠内（1～20）の選択肢から空欄 ☐ ア ☐ ～ ☐ エ ☐ に当てはまる語句を選び、その番号を解答用紙の解答欄に鉛筆でマークしてください。

※体験受講の方は、成績処理はございません。マークシートはお持ち帰りください。

※講座をお申込みいただいた際には、後日マークシートを回収し成績処理いたします。

1st ステージ・憲法①

〔5肢択一式問題・問題1～問題21〕

問題1 次の記述は、アメリカ国籍のXが在留期間中に政治活動に参加したこと等を理由に、法務大臣Yから在留期間の更新を拒否された事件についての最高裁判所判決に関するものである。判決の論旨として妥当でないものはどれか。

- 1 憲法上、外国人は、わが国に入国する自由を保障されているものでないことはもちろん、在留の権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されているものでもないと解すべきである。
- 2 憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものも含め、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきである。
- 3 外国人の政治活動の自由についても、わが国の政治的意思決定またはその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないとして解されるものを除き、その保障が及ぶものと解するのが、相当である。
- 4 外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、外国人在留制度の枠内で与えられているにすぎず、在留期間中の政治活動を在留期間の更新の際に消極的な事情として斟酌されないことまでの保障は与えられていない。
- 5 YがXの行った政治活動を日本国にとって好ましいものではないと評価し、また、Xを将来日本国の利益を害する行為を行うおそれがある者と認め、在留期間の更新を適当と認めるに足る相当の理由があるものとはいえないと判断しても違憲の問題は生じないというべきである。

問題2 外国人の人権に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない。
- 2 普通地方公共団体が、合理的な理由に基づいて、日本国民である職員に限って管理職に昇任することができることとする措置を執ることは、憲法14条1項に違反しない。
- 3 指紋はそれ自体では思想、良心等個人の内心に関する情報となるものではないから、指紋押なつ制度は、外国人の思想、良心の自由を害するものではない。
- 4 社会保障上の施策において、限られた財源の下で福祉的給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも許される。
- 5 日本に在留する外国人については、在留期間内であれば、外国へ一時旅行をする自由が憲法上保障されている。

問題3 次の記述は、鉄鋼の製造および販売ならびにこれに附帯する事業を定款の目的として定めるA製鉄株式会社の代表取締役であったXおよびYが、同会社を代表して、政権政党に政治資金350万円を寄付した事件についての最高裁判所判決に関するものである。判例の論旨と矛盾するものはどれか。

- 1 憲法の定める議会制民主主義は政党を無視しては到底その円滑な運用を期待することはできないのであるから、憲法は、政党の存在を当然に予定している。
- 2 憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用される。
- 3 生存権や人身の自由のような人権規定は、権利の性質上、自然人のみに認められると考えられ、法人には適用されない。
- 4 会社は、政党へ寄付をするというような政治的行為を行う自由を有する。
- 5 会社が、その社会的役割を果たすために相当な程度の出捐をすることは、社会通念上、株主等の利益を害する。

問題4 次の記述は、南九州税理士会が定期総会において、業界に有利な税理士法改正を働きかける運動資金として各会員から特別会費を徴収し、南九州各県の税理士政治連盟へ寄付する内容の決議をしたところ、会員Xが特別会費納入義務の存在を争って提訴した事案における最高裁判所判決に関する文章である。判決の論旨として妥当でないものはどれか。

- 1 税理士会は、会社とはその法的性格を異にする法人であって、その目的の範囲については会社と同一に論ずることはできない。
- 2 法が税理士会を強制加入の法人としている以上、その構成員である会員には、様々な思想・信条を有する者が存在することは当然に予定されているが、税理士会における会員の協力義務の存否を判断するに際し、会員の思想・信条は考慮されるべきではない。
- 3 税理士会が政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をすることは、たとい税理士に係る法令の制定改廃に関する要求を実現するためであっても、税理士会の目的の範囲外の行為といわざるを得ない。
- 4 政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄である。
- 5 会社が政党に政治資金を寄付することは、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためにされたものと認められる限りにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内に含まれる。

問題5 公務員の人権に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 一般職の国家公務員に対する政治的行為禁止の要請は、裁判官に対する政治運動禁止の要請より強い。
- 2 公務員の政治的中立性を損なうおそれのある公務員の政治的行為を禁止することは、それが合理的で必要やむを得ない限度にとどまるものである限り、憲法の許容するところといわなければならない。
- 3 公務員の労働基本権の保障は、何らの制約も許されないものではなく、国民生活全体の利益の保障という見地からの制約を当然の内在的制約として内包している。
- 4 政治的目的のために争議行為を行うことは、私企業の労働者であると公務員であるを問わず、憲法28条の保障を受けない。
- 5 管理職的地位になく、その職務の内容や権限に裁量の余地のない一般職国家公務員が、職務と全く無関係に、公務と認識し得る態様によることなく行った政党の機関紙等の配布は、国家公務員法により禁止された政治的行為に当たらない。

問題6 在監者の人権に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 被拘禁者の自由に対する制限が必要かつ合理的なものであるかどうかは、制限の必要性の程度と制限される基本的人権の内容、これに加えられる具体的制限の態様との較量の上に立って決せられるべきである。
- 2 未決勾留により拘禁された者の新聞紙等の閲読の自由を制限するには、監獄内の規律および秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる明らかな差し迫った危険があると認められることが必要である。
- 3 未決勾留により拘禁された者に対し喫煙を禁止する旧監獄法施行規則の規定は、憲法13条に違反するものとはいえない。
- 4 被勾留者と幼年者との接見を原則として許さないとする旧監獄法施行規則120条は、旧監獄法50条の委任の範囲を超えた無効のものと断ぜざるを得ない。
- 5 死刑廃止に反対する新聞投書への反論投稿を不許可とした拘置所長の判断には、裁量権の範囲を逸脱した違法があるとはいえない。

問題7 次の文章は、有害図書の自動販売機への収納禁止の規制条例が憲法21条1項に違反するかが問題となった事件において、最高裁判所が下した判決に付された補足意見の一部である。空欄 [ア] ～ [ウ] に当てはまる語句の組合せとして、正しいものはどれか。

青少年の享有する [ア] を考える場合に、一方では、青少年はその人格の形成期であるだけに偏りのない知識や情報に広く接することによって [イ] 成長をとげることができるところから、その [ア] の保障の必要性は高いのであり、そのために青少年を保護する親権者その他の者の配慮のみでなく、青少年向けの図書利用施設の整備などのような政策的考慮が望まれるのであるが、他方において、その自由…の保障の程度が成人の場合に比較して低いといわざるをえないのである。すなわち、[ア] の保障は、提供される知識や情報を自ら選別してそのうちから自らの人格形成に資するものを取得していく能力が前提とされている。青少年は、一般的にみて、[イ] に未熟であって、右の選別能力を十全には有しておらず、その受ける知識や情報の影響をうけることが大きいとみられるから、成人と同等の [ア] を保障される前提を欠くものであり、したがって青少年のもつ [ア] は一定の制約をうけ、その制約を通じて青少年の [イ] 未熟さに由来する害悪から保護される必要があるといわねばならない。…このようにして、ある表現が受け手として青少年にむけられる場合には、成人に対する表現の規制の場合のように、その制約の憲法適合性について厳格な基準が適用されないものと解するのが相当である。そうであるとすれば、一般に優越する地位をもつ表現の自由を制約する法令について違憲かどうかを判断する基準とされる、その表現につき [ウ] が存在しない限り制約を許されないとか、より制限的でない他の選びうる手段の存在するときは制約は違憲となるなどの原則はそのまま適用されないし、表現に対する事前の規制は原則として許されないとか、規制を受ける表現の範囲が明確でなければならないという違憲判断の基準についても成人の場合とは異なり、多少とも緩和した形で適用されると考えられる。

（最三小判平成元年9月19日刑集第43巻8号785頁・伊藤正己裁判官補足意見）

	ア	イ	ウ
1	知る自由	精神的	明白かつ現在の危険
2	営業の自由	精神的	重大かつ明白性
3	知る自由	経済的	ガバメント・スピーチ
4	営業の自由	経済的	パブリック・フォーラム
5	知る自由	精神的	厳格な合理性

問題8 私人間における人権規定の効力に関する次のア～エの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、正しいものの組合はどれか。

- ア 私人間の関係においても、相互の社会的力関係の相違から、一方が他方に優越し、事実上後者が前者の意思に服従せざるを得ない場合があるが、このような場合には憲法の基本権保障規定の適用ないし類推適用を認めるべきである。
- イ 私立学校の学則の細則としての性質を持つ生活要録の規定について、直接憲法の基本権保障規定に違反するかどうかを論ずる余地はない。
- ウ 私立大学においては、学生の政治的活動につきかなり広範な規律を及ぼすこととしても、これをもって直ちに社会通念上の学生の自由に対する不合理な制限であるということとはできない。
- エ 企業経営上の観点から合理的理由が認められるか否かにかかわらず、就業規則において女子の定年年齢を男子より低く定めることは、公序良俗に反して無効となる。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・エ

問題9 次の記述は、自衛隊基地建設のために必要な土地の売買契約を含む土地取得行為と憲法9条が問題となった最高裁判所判決に関するものである。判決の論旨として妥当でないものはどれか。

- 1 憲法98条1項は、憲法に違反するその余の法形式の全部または一部はその違反する限度において法規範としての本来の効力を有しないことを定めた規定である。
- 2 国の行為であっても、私人と対等の立場で行う国の行為は、法規範の定立を伴わないから憲法98条1項にいう「国務に関するその他の行為」に該当しない。
- 3 憲法9条は、私法上の行為の効力を直接規律することを目的とした規定であり、人権規定と同様、私法上の行為に対しても直接適用される。
- 4 国家の統治活動に対する規範は、そのままの内容で民法90条にいう「公ノ秩序」の内容を形成し、それに反する私法上の行為の効力を一律に否定する法的作用を営むということはない。
- 5 自衛隊の基地建設を目的として締結された本件売買契約を含む本件土地取得行為は、公序良俗違反にはならないとした原審の判断は、是認することができる。

問題10 幸福追求権に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 大学における講演会参加者の学籍番号、氏名、住所および電話番号のような秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない個人情報、プライバシーに係る情報として法的保護の対象とはならない。
- 2 ある者の前科等にかかわる事実を実名を使用して著作物で公表した結果、その著作物の目的・性格等に照らした実名使用の意義および必要性を考慮しても前科等にかかわる事実を公表されない法的利益が優越するとされる場合には、その公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができる。
- 3 住基ネットによって管理、利用等される、氏名、生年月日、性別および住所から成る4情報は、人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報であり、変更情報も、転入、転出等の異動事由、異動年月日および異動前の本人確認情報にとどまるもので、これらはいずれも、個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報とはいえない。
- 4 前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有し、市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、軽重を問わず、前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使にあたる。
- 5 週刊誌が犯行当時少年だった者の記事を実名類似の仮名を用いて掲載したことが少年法の禁止しているいわゆる推知報道に当たるか否かは、その記事等によって不特定多数の一般人がその者を当該事件の本人であると推知することができるかどうかを基準にして判断すべきである。

問題11 衆議院議員定数不均衡訴訟のある最高裁判所大法廷判決（最大判昭和51年4月14日民集第30巻3号223頁）に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 憲法14条1項に定める法の下での平等は、選挙権に関しては、徹底した平等化を志向するものであり、単に選挙人資格における差別の禁止にとどまらず、選挙権の内容、すなわち各選挙人の投票の価値の平等もまた憲法の要求するところである。
- 2 例えば、特定の範ちゅうの選挙人に複数の投票権を与えたり、選挙人の間に納税額等による種別を設けその種別ごとに選挙人数と不均衡な割合の数の議員を選出させたりするような、殊更に投票の実質的価値を不平等にする選挙制度であっても、選挙権の平等に違反しないことは明らかである。
- 3 人口の異動によって具体的な比率の偏差が選挙権の平等の要求に反する程度となったとしても、これによって直ちに当該議員定数配分規定を憲法違反とすべきものではなく、人口の変動の状態をも考慮して合理的期間内における是正が憲法上要求されていると考えられるのにそれが行われない場合にはじめて憲法違反となる。
- 4 選挙区割および議員定数の配分は、一の部分における変動は他の部分にも波動的に影響を及ぼすべき性質を有するものと認められ、その意味において不可分の一体をなすと考えられるから、右配分規定は、単に憲法に違反する不平等を招来している部分のみでなく、全体として違憲の瑕疵を帯びる。
- 5 選挙人の投票価値の不平等が、国会において通常考慮しうる諸般の要素を斟酌してもなお、一般的に合理性を有するものとはとうてい考えられない程度に達しているときは、もはや国会の合理的裁量の限界を超えているものと推定されるべきものであり、このような不平等を正当化すべき特段の理由が示されない限り、憲法違反と判断するほかはない。

問題12 憲法14条1項に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 女性についてのみ100日を超える再婚禁止期間を定める民法733条は、性別による合理的な理由に基づく区別を定めたものであり、憲法14条1項に違反しない。
- 2 旧刑法200条は、普通殺に関する刑法199条の法定刑に比し著しく不合理な差別的取扱いをするものであることが明白であるとまではいえず、憲法14条1項に違反しない。
- 3 地方公共団体が売春の取締りについて各別に条例を制定する結果、地域によってその取扱いに差別を生ずることがあるときは、憲法14条に違反する。
- 4 法定相続分について嫡出性の有無により差異を設ける規定は、法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されないことから、憲法14条1項に違反する。
- 5 日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子について、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した（準正のあった）場合に限り届出による日本国籍の取得を認めていることによって、認知されたにとどまる子と準正のあった子との間に日本国籍の取得に関する区別を生じさせているとしても、憲法14条1項に違反するものではない。

問題13 思想および良心の自由に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 思想および良心の自由は絶対無制約でなければならないから、これに対する制約は、たとえそれが間接的なものであっても、その内容を問わず憲法19条に違反する。
- 2 労働者を雇い入れようとする企業者が、その採否決定にあたり、労働者の思想、信条を調査し、そのためその者からこれに関連する事項についての申告を求めることは、違法とはいえない。
- 3 裁判所が加害者に対し謝罪広告の掲載を強制することは、謝罪の内容が単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するにとどまる程度であれば、思想および良心の自由を侵害しない。
- 4 職務上の命令に従って、入学式の国歌斉唱の際に、音楽専科の教諭が「君が代」のピアノ伴奏をすることについて、当該行為自体を当該教諭が特定の思想を有するということを外部に表明する行為と評価することは困難である。
- 5 内申書に学生集会へ参加していたことを記載することは、思想・信条そのものを記載したものではなく、その者の思想および信条を了知しうるものでもないから、思想および良心の自由を侵害しない。

問題14 信教の自由および政教分離原則に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、正しいものはどれか。

- 1 市立工業高等専門学校において、信仰上の理由によって剣道の必修実技の履修を拒否した学生に対して、代替措置を採ることなく、退学処分をした校長の措置は、裁量権の範囲を超え違法である。
- 2 精神疾患平癒を祈願するため、宗教行為の一種となされた加持祈祷行為は、これにより被害者を死に致したとしても、信教の自由を逸脱するものではない。
- 3 宗教法人法上の解散命令の制度は、専ら宗教団体や信者の精神的、宗教的側面に容かいする意図によるものであり、世俗的目的によるものではない。
- 4 政教分離規定は、信教の自由そのものを直接保障するものであるが、国家と宗教の完全な分離の実現は不可能に近く、かえって不合理な事態を生じる。
- 5 県知事の大嘗祭への参列は、憲法上の政教分離原則およびそれに基づく政教分離規定に違反するものである。

問題15 次の文章は、米国ワシントン州弁護士資格を有するXが裁判の傍聴人としてメモ採取の許可を裁判長に求めたが、不許可処分となった事案についての最高裁判所判決に関するものである。判決の論旨として妥当でないものはどれか。

- 1 さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取することを補助するものとなされる限り、筆記行為の自由は、憲法21条1項の規定の精神に照らして尊重されるべきである。
- 2 傍聴人が法廷においてメモを取ることは、その見聞する裁判を認識、記憶するためになされるものである限り、尊重に値し、故なく妨げられてはならない。
- 3 筆記行為の自由は、憲法21条1項の規定によって直接保障されている表現の自由そのものであるから、その制限または禁止には、表現の自由に制約を加える場合に一般に必要とされる厳格な基準が要求される。
- 4 傍聴人のメモを取る行為が公正かつ円滑な訴訟の運営を妨げるに至ることは、通常はあり得ず、特段の事情のない限り、これを傍聴人の自由に任せるべきである。
- 5 報道の公共性、ひいては報道のための取材の自由に対する配慮に基づき、司法記者クラブ所属の報道機関の記者に対してのみ法廷においてメモを取ることを許可することも、合理性を欠く措置ということはできない。

問題16 報道の自由および取材の自由に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 憲法21条は、新聞記者に対して特にその取材源に関する証言を拒絶し得る特別の権利をも保障したものと評価できないし、刑事訴訟法上の証言拒絶権に関する規定を新聞記者に類推適用することもできない。
- 2 新聞記者が新聞で真実を報道するための取材活動も無制限に許されるものであるということはできず、その活動が公判廷における審判の秩序を乱して被告人その他訴訟関係人の正当な利益を不当に害するようなものは許されない。
- 3 報道機関の有する取材テープが被疑事件の事案の全容を解明して犯罪の成否を判断する上で重要な証拠価値を有するものであったとしても、警察の捜査として押収処分の対象とすることは報道機関の取材の自由を侵害するものであり許されない。
- 4 新聞記者が公務員に対し秘密を漏示するようにそそのかしたことから直ちにその行為の違法性が推定されるものではないが、取材対象者の人格を著しく蹂躪する取材行為は、正当な取材活動の範囲を逸脱するものといえる。
- 5 報道のための取材の自由は、憲法21条の精神に照らし十分尊重に値するものといえるが、公正な刑事裁判の実現といった観点から裁判所によりテレビフィルムの提出を命じられることにより取材の自由がある程度の制約を受けることとなってもやむを得ない。

問題17 次のア～エの文章は、防衛庁（当時）の宿舎である集合住宅の敷地に政治的ビラを投函する目的で管理権者の意思に反して立ち入った行為が住居侵入罪となるかが問題となった事案に関する最高裁判所判決に関するものである。判決の論旨として妥当でないものの組合せはどれか。

- ア 表現の自由は、民主主義社会において特に重要な権利として尊重されなければならないが、政治的意見を記載したビラの配布は、表現の自由の行使といえることができる。
- イ 憲法21条1項も、表現の自由を絶対無制限に保障したものではなく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限を是認するものであって、たとえ思想を外部に発表するための手段であっても、その手段が他人の権利を不当に害するようなものは許されない。
- ウ 本件では、表現の手段すなわちビラの配布のために「人の看守する邸宅」に管理権者の承諾なく立ち入ったことを処罰することの憲法適合性が問われているのではなく、表現そのものを処罰することの憲法適合性が問われている。
- エ 表現の自由の重要性からすれば、一般に人が自由に出入りすることのできない場所に管理権者の意思に反して立ち入ったとしても、管理権者の管理権を侵害するとはいえず、そこで私的生活を営む者の私生活の平穏が侵害されるとしても、その侵害は私的生活を営む者が受忍しなければならないものといわざるを得ない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・エ

問題18 集会の自由に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 集会は、国民が様々な意見や情報等に接することにより自己の思想や人格を形成、発展させ、また、相互に意見や情報等を伝達、交流する場として必要であり、憲法21条1項の保障する集会の自由は、民主主義社会における重要な基本的人権の一つとして特に尊重されなければならない。
- 2 公共施設における集会の開催の制限が肯認されるかどうかは、基本的人権としての集会の自由の重要性と、当該集会が開かれることによって侵害されることのある他の基本的人権の内容等を較量して決すべきものであり、この較量をするに当たっては、経済的自由の制約における以上に厳格な基準の下になされる必要はない。
- 3 管理権者は、公共福祉用財産*の種類に応じ、また、その規模、施設を勘案し、その公共福祉用財産としての使命を十分達成せしめるよう適正にその管理権を行使すべきであり、もしその行使を誤り、国民の利用を妨げた場合は、違法の判断を免れない。
- 4 集会の用に供される公共施設の管理者が、利用を不相当とする事由が認められないにもかかわらず利用を拒否しうるのは、利用の希望が競合する場合のほかは、施設をその集会のために利用させることによって他の基本的人権が侵害され、公共の福祉が損なわれる場合に限られる。
- 5 国民が皇居外苑で集会をすることは、一応皇居外苑が公共の用に供されている目的に沿う使用の範囲内のことであるから、その使用の許否は、管理権者の自由裁量に属するものではない。

（注） *当時。現在の公共用財産。

問題19 次の記述は、外国から郵便で書籍等を輸入しようとしたXが函館税関札幌税関支署長Yから関税定率法の定める輸入禁制品に該当する旨の通知を受けた事件についての最高裁判所判決に関するものである。判決の論旨として妥当でないものはどれか。

- 1 憲法が検閲の禁止について特別の規定を設けたのは、検閲がその性質上表現の自由に対する最も厳しい制約となるものであることにかんがみ、公共の福祉を理由とする例外の許容をも認めない趣旨を明らかにしたものと解すべきである。
- 2 憲法21条2項にいう「検閲」とは、行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部または一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものを指すと解すべきである。
- 3 輸入が禁止される表現物は、一般に、国外においては既に発表済みのものであって、その輸入を禁止したからといって、それは、当該表現物につき、事前に発表そのものを一切禁止するというものではないというべきであり、その意味において、税関検査は、事前規制そのものということとはできない。
- 4 猥褻表現物の流入、伝播によりわが国内における健全な性的風俗が害されることを実効的に防止するには、単なる所持目的かどうかを区別することなく、その流入を一般的に、いわば水際で阻止することもやむを得ない。
- 5 猥褻表現物である書籍、図画等の輸入を一切禁止することは、わが国内における発表の機会が奪われるとともに、国民のこれに接する機会も失われ、知る自由が制限されることは否定できない以上、表現の自由を保障する憲法21条1項に違反する。

問題20 次の文章は、出版物の頒布等の事前差止めについて、先例として引用されることの多い最高裁判所判決の一部である。文中の空欄 [ア] ～ [エ] にあてはまる語句の組合せとして、正しいものはどれか。

表現行為に対する事前抑制は、新聞、雑誌その他の出版物や放送等の表現物がその [ア] に出る前に抑止してその内容を読者ないし聴視者の側に到達させる途を閉ざし又はその到達を遅らせてその意義を失わせ、公の批判の機会を減少させるものであり、また、事前抑制たることの性質上、予測に基づくものとならざるをえないこと等から事後制裁の場合よりも広汎にわたり易く、濫用の虞があるうえ、実際上の [イ] が事後制裁の場合より大きいと考えられるのであつて、表現行為に対する事前抑制は、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法二一条の趣旨に照らし、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容されうるものといわなければならない。

出版物の頒布等の事前差止めは、このような事前抑制に該当するものであつて、とりわけ、その対象が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為に関するものである場合には、そのこと自体から、一般にそれが公共の利害に関する事項であるということができ、…その表現が私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべきであることにかんがみると、当該表現行為に対する事前差止めは、原則として許されないものといわなければならない。ただ、右のような場合においても、その [ウ] が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であつて、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときは、当該表現行為はその価値が被害者の名誉に劣後することが明らかであるうえ、有効適切な救済方法としての差止めの必要性も肯定されるから、かかる [エ] 要件を具備するときに限つて、例外的に事前差止めが許されるものというべきであり、このように解しても上來說示にかかる憲法の趣旨に反するものとはいえない。

（最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁以下）

	ア	イ	ウ	エ
1	販売市場	限定的効果	表現の時	実体的
2	小売市場	抑止的效果	表現の場所	手続的
3	小売市場	限定的効果	表現内容	実体的
4	自由市場	抑止的效果	表現内容	実体的
5	自由市場	抑止的效果	表現の時	手続的

問題21 次の記述は、国立大学の公認学生団体である「ポポロ劇団」が校内での演劇を上演していたところに、私服警官が演劇会場に潜入していたため、学生Xが当該私服警官の身柄を拘束するとともに暴行を加えた事件についての最高裁判所判決に関するものである。判決の論旨として妥当でないものはどれか。

- 1 学問の自由は、一面において、広くすべての国民に対してそれらの自由を保障するとともに、他面において、大学が学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることにかんがみて、特に大学におけるそれらの自由を保障することを趣旨としたものである。
- 2 憲法23条にいう学問の自由とは、学問的研究の自由を指すのであって、その研究結果の発表の自由を含むものではない。
- 3 大学における学問の自由を保障するために 伝統的に大学の自治が認められ、この自治は、とくに大学の教授その他の研究者の人事に関して認められ、大学の学長、教授その他の研究者が大学の自主的判断に基づいて選任される。
- 4 学生の集会が真に学問的な研究またはその結果の発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動に当たる行為をする場合には、大学の有する特別の学問の自由と自治は享有しない。
- 5 学問の自由は、学生も一般の国民と同じように享有するが、大学の学生としてそれ以上に学問の自由を享有し、また大学当局の自治的管理による施設を利用できるのは、大学の本質に基づき、大学の教授その他の研究者の有する特別な学問の自由と自治の効果としてである。

〔多肢選択式問題〕

問題 1 次の文章は、最高裁判決の一節である。空欄 ～ に当てはまる語句を、
 枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

本件合祀申請に至る過程において県E会に協力してした地連職員の行為が、憲法二〇条三項にいう宗教的活動に当たるか否かを検討する。

右条項にいう宗教的活動とは、宗教とかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、当該行為の目的が をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいい、ある行為が宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の行われる場所、当該行為に対する の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならないものである。

…なお、憲法二〇条三項の政教分離規定は、いわゆる の規定であつて、私人に対して信教の自由そのものを 保障するものではなく、国及びその機関が行うことのできない行為の範囲を定めて国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由を確保しようとするものである…。したがって、この規定に違反する国又はその機関の宗教的活動も、それが同条一項前段に違反して私人の信教の自由を制限し、あるいは同条二項に違反して私人に対し宗教上の行為等への参加を強制するなど、憲法が保障している信教の自由を 侵害するに至らない限り、私人に対する関係で当然には違法と評価されるものではない。

（最大判昭和63年6月1日民集42巻5号277頁）

1 人権保障	2 宗教的意義	3 住民自治	4 政策
5 外国人	6 国教樹立	7 周辺住民	8 間接
9 制度的保障	10 宗教的感情	11 相対分離	12 寛容
13 地域的慣習	14 完全分離	15 一般人	16 不合理
17 安全保障	18 宗教的人格権	19 裁量の範囲内	20 直接

問題2 次の文章は、ある最高裁判所判決の一節である。空欄 **ア** ～ **エ** に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

裁判官に対し「積極的に政治運動をすること」を禁止することは、必然的に裁判官の表現の自由を一定範囲で制約することにはなるが、右制約が合理的で必要やむを得ない限度にとどまるものである限り、憲法の許容するところであるといわなければならない。右の禁止の目的が正当であって、その目的と禁止との間に合理的関連性があり、禁止により得られる利益と失われる利益との均衡を失するものでないなら、憲法21条1項に違反しないというべきである。そして、右の禁止の目的は、…裁判官の独立及び **ア** を確保し、裁判に対する **イ** を維持するとともに、**ウ** 主義の下における司法と立法、行政とのあるべき関係を規律することにある、この立法目的は、もとより正当である。また、裁判官が積極的に政治運動をすることは…裁判官の独立及び **ア** を害し、裁判に対する **イ** を損なうおそれ大きいから、積極的に政治運動をすることを禁止することと右の禁止目的との間に合理的な関連性があることは明らかである。さらに、裁判官が積極的に政治運動をすることを、これに内包される意見表明そのものの制約をねらいとしてではなく、その行動のもたらす弊害の防止をねらいとして禁止するときは、同時にそれにより意見表明の自由が制約されることにはなるが、それは単に行動の禁止に伴う限度での **エ** な制約にすぎず、かつ、積極的に政治運動をすること以外の行為により意見を表明する自由までをも制約するものではない。他面、禁止により得られる利益は、裁判官の独立及び **ア** を確保し、裁判に対する **イ** を維持するなどというものであるから、得られる利益は失われる利益に比して更に重要なものというべきであり、その禁止は利益の均衡を失するものではない。

（最大決平成10年12月1日民集52巻9号1761頁）

1 民主的統制	2 三権分立	3 公益的	4 憲法尊重擁護義務
5 福祉国家	6 予見可能	7 国民参加	8 中立・公正
9 内在的	10 平等	11 緩やか	12 国民の政治活動
13 民主	14 報道の自由	15 国民の信頼	16 思想の自由市場
17 身分保障	18 間接的、付随的	19 取材の自由	20 制度的保障

2023 年合格目標 行政書士講座

スーパー答練

1stステージ

憲 法① 解答解説

【5肢択一式：配点4点×21問＝84点】 目標点：68点

問題1	問題2	問題3	問題4	問題5	問題6	問題7	問題8	問題9	問題10
2	5	5	2	1	2	1	3	3	1
問題11	問題12	問題13	問題14	問題15	問題16	問題17	問題18	問題19	問題20
2	4	1	1	3	3	5	2	5	4
問題21									
2									

【多肢選択式：配点2点×4×2問＝16点】 目標点：12点

問題1	ア	2
	イ	15
	ウ	9
	エ	20

問題2	ア	8
	イ	15
	ウ	2
	エ	18

【スーパー答練 1stステージ・憲法① 出題一覧表】

【5肢択一式】

分野	番号	テーマ	正解	重要度	採点
人権	1	外国人の人権	2	★★★	
	2	外国人の人権	5	★★★	
	3	法人の人権	5	★★★	
	4	法人の人権	2	★★★	
	5	公務員の人権	1	★★★	
	6	在監者の人権	2	★★	
	7	未成年者の人権	1	★★	
	8	私人間効力	3	★★★	
	9	私人間効力	3	★★	
	10	幸福追求権	1	★★★	
	11	法の下の平等	2	★★★	
	12	法の下の平等	4	★★★	
	13	思想・良心の自由	1	★★	
	14	信教の自由	1	★★★	
	15	表現の自由	3	★★★	
	16	報道の自由・取材の自由	3	★★★	
	17	表現の自由	5	★★★	
	18	集会の自由	2	★★★	
	19	検閲の禁止	5	★★★	
	20	事前抑制禁止の原則	4	★★★	
	21	学問の自由	2	★★	

【多肢選択式】

分野	番号	テーマ	正解	重要度	採点
人権	1	信教の自由	アー2 イー15 ウー9 エー20	★★	
	2	表現の自由	アー8 イー15 ウー2 エー18	★★★	

※重要度 ★★★：絶対に復習 ★★：要復習 ★：最後に復習

※「関連過去問」は各問題のテーマにおける過去の本試験出題履歴を示しています（ex. 「21-3」は平成21年度問題3で出題されたことを示しています）。

[5肢択一式問題]

問題 1	正解	2	① 外国人の人権	重要度★★★
------	----	---	----------	--------

本問は、アメリカ国籍のXが在留期間中に政治活動に参加したこと等を理由に、法務大臣Yから在留期間の更新を拒否された最高裁判所大法廷判決（マクリーン事件：最大判昭53.10.4）に関する理解を問うものです。

- 1 ○ 判例（マクリーン事件：最大判昭53.10.4）は、「憲法上、外国人は、わが国に入国する自由を保障されているものでないことはもちろん、在留の権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されているものでもない」と解すべきである」として、入国の自由、在留の権利、在留要求権は保障されていないとしています。
- 2 × 判例（マクリーン事件：最大判昭53.10.4）は、「憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるもの『を除き』、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきである」としています。したがって、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるもの「も含め」、基本的人権の保障が外国人に対しても等しく及ぶとしている本肢は妥当ではありません。
- 3 ○ 判例（マクリーン事件：最大判昭53.10.4）は、「外国人の政治活動の自由についても、わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、その保障が及ぶものと解するのが、相当である。」としています。
- 4 ○ 判例（マクリーン事件：最大判昭53.10.4）は、「外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、…外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎないものと解するのが相当であって、在留の許否を決する国の裁量を拘束するまでの保障、すなわち、在留期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を在留期間の更新の際に消極的な事情としてしんじやくされないことまでの保障が与えられているものと解することはできない」としています。
- 5 ○ 判例（マクリーン事件：最大判昭53.10.4）は、YがXの「政治活動をしんじやくして在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるものとはいえない」とし本件処分をしたことによって、なんら所論の違憲の問題は生じないというべきである」としています。

関連過去問	23-4、27-3、29-3
-------	----------------

問題 2

正解

5

テーマ

外国人の人権

重要度★★★

- 1 ○ 判例（定住外国人の地方参政権訴訟：最判平7. 2. 28）は、「憲法93条2項は、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体における選挙の権利を保障したものとはいえないが、…我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、…法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない」としています。
- 2 ○ 判例（外国人職員昇任試験拒否訴訟：最大判平17. 1. 26）は、外国人は公権力行使等地方公務員に就任できないとする措置について「普通地方公共団体が、公務員制度を構築するに当たって、公権力行使等地方公務員の職とこれに昇任するのに必要な職務経験を積むために経るべき職とを包含する一体的な管理職の任用制度…を構築した上で、日本国民である職員に限って管理職に昇任することができることとする措置を執ることは、合理的な理由に基づいて日本国民である職員と在留外国人である職員とを区別するものであり…憲法14条1項にも違反するものではない」としています。
- 3 ○ 判例（外国人指紋押なつ拒否事件：最判平7. 12. 15）は、指紋はそれ自体では思想、良心等個人の内心に関する情報となるものではないから、指紋押なつ制度は、外国人の思想、良心の自由を害するものではないとしています。
- 4 ○ 判例（塩見訴訟：最判平元. 3. 2）は、社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについて、「国は特別の条約の存しない限り、…その政治的判断によりこれを決定することができるのであり、その限られた財源の下で福祉的給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも、許される」としています。
- 5 × 判例（森川キャサリーン事件：最判平4. 11. 16）は、在留外国人の再入国の自由について、「我が国に在留する外国人は、憲法上、外国へ一時旅行する自由を保障されているものではない…。したがって、外国人の再入国の自由は、憲法22条により保障されないとした原審の判断は、正当として是認できる。」としています。

関連過去問

23-4、27-3、29-3

問題 3

正解

5

テーマ

法人の人権

重要度★★★

本問で引用されている最高裁判所判決は、八幡製鉄事件判決です（最大判昭45. 6. 24）。

- 1 **矛盾しません** 八幡製鉄事件判決は、「憲法は政党について規定するところがなく、これに特別の地位を与えてはいないのであるが、憲法の定める議会制民主主義は政党を無視しては到底その円滑な運用を期待することはできないのであるから、憲法は、政党の存在を当然に予定しているものというべきであり、政党は議会制民主主義を支える不可欠の要素なのである」としています。したがって、本肢は、八幡製鉄事件判決の考え方とは矛盾しません。
- 2 **矛盾しません** 八幡製鉄事件判決は、「憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用される」とし、法人の人権享有主体性を認めています。したがって、本肢は、八幡製鉄事件判決の考え方と矛盾しません。
- 3 **矛盾しません** 八幡製鉄事件判決は、「憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用される」とし、「性質上可能なかぎり」法人に人権を認めています。生存権や人身の自由は、自然人にのみ認められると考えられる人権であり、法人にも保障することが性質上可能であるとはいえませんが、したがって、本肢は、八幡製鉄事件判決の考え方とは矛盾しません。
- 4 **矛盾しません** 八幡製鉄事件判決は、「会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進または反対するなどの政治的行為をなす自由を有する」とし、会社の政治活動の自由を保障しています。同判決は、続いて「政治資金の寄附もまさにその自由の一環」であるとしています。したがって、本肢は、八幡製鉄事件判決の考え方とは矛盾しません。
- 5 **矛盾します** 八幡製鉄事件判決は、「会社が、その社会的役割を果たすために相当な程度のかかる出捐をすることは、社会通念上、会社としてむしろ当然のことに属するわけであるから、毫も、株主その他の会社の構成員の予測に反するものではなく、したがって、これらの行為が会社の権利能力の範囲内にあると解しても、なんら株主等の利益を害するおそれはない」とし、会社が、その社会的役割を果たすために相当な程度のかかる出捐をすることは、会社の権利能力の範囲内にあるとしています。したがって、本肢は、八幡製鉄事件判決の考え方と矛盾します。

関連過去問

29-3

問題 4

正解

2

テーマ

法人の人権

重要度★★★

本問は、南九州税理士会が税理士法改正運動のために政治団体に寄付する資金として、会員から特別会費を徴収する決議を行ったことに対して、会員Xらがこの会費を納入しなかった会員Xらが特別会費納入義務の不存在確認と慰謝料の支払いを求めた事案（南九州税理士会政治献金事件：最判平8.3.19）に関する理解を問うものです。

- 1 ○ 判例（南九州税理士会政治献金事件：最判平8.3.19）は、「税理士会は、会社とはその法的性格を異にする法人であって、その目的の範囲については会社と同一に論ずることはできない。」としています。
- 2 × 判例（南九州税理士会政治献金事件：最判平8.3.19）は、「法が税理士会を強制加入の法人としている以上、その構成員である会員には、様々の思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されている。したがって、税理士会が右の方式により決定した意思に基づいてする活動にも、そのために会員に要請される協力義務にも、おのずから限界がある。」としており、会員の協力義務の存否を判断するに際し、会員の思想・信条を考慮しています。
- 3 ○ 判例（南九州税理士会政治献金事件：最判平8.3.19）は、「税理士会が政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をすることは、たとい税理士に係る法令の制定改廃に関する要求を実現するためであっても、…税理士会の目的の範囲外の行為といわざるを得ない。」としています。
- 4 ○ 判例（南九州税理士会政治献金事件：最判平8.3.19）は、「政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄である」としています。
- 5 ○ 判例（南九州税理士会政治献金事件：最判平8.3.19）は、「会社が政党に政治資金を寄付することも、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためにされたものと認められる限りにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為とするに妨げない」としています。

関連過去問

29-3

問題5	正解	1	① 公務員の人権	重要度★★★
-----	----	---	----------	--------

- 1 × 判例（寺西裁判官事件：最大決平10.12.1）は、裁判官の独立及び中立・公正を確保し、裁判に対する国民の信頼を維持するとともに、三権分立主義の下における司法と立法、行政とのあるべき関係を規律することにその目的があると解されるのであり、右目的の重要性及び裁判官は単独で又は合議体の一員として司法権を行使する主体であることにかんがみれば、裁判官に対する政治運動禁止の要請は、一般職の国家公務員に対する政治的行為禁止の要請より強いものというべきであるとしています。したがって、一般職の国家公務員に対する政治的行為禁止の要請は、裁判官に対する政治運動禁止の要請より強いとする本肢は誤っています。
- 2 ○ 判例（猿払事件：最大判昭49.11.6）は、公務員の政治的中立性を損なうおそれのある公務員の政治的行為を禁止することは、それが合理的で必要やむを得ない限度にとどまるものである限り、憲法の許容するところといわなければならないとしています。公務員の政治的中立性が維持されることは、国民全体の重要な利益だからです。
- 3 ○ 判例（全通東京中郵事件：最大判昭41.10.26）は、公務員の労働基本権の保障は、何らの制約も許されない絶対的なものではなく、国民生活全体の利益の保障という見地からの制約を当然の内在的制約として内包しているとしています。
- 4 ○ 判例（全農林警職法事件：最大判昭48.4.25）は、使用者に対する経済的地位の向上の要請と直接関係があるとはいえない政治的目的のために争議行為を行うことは、私企業の労働者であると公務員であるとを問わず、憲法28条の保障を受けないとしています。
- 5 ○ 判例（堀越事件：最判平24.12.7）は、国家公務員法102条1項により禁止される政治的行為とは、「公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが、観念的なものにとどまらず、現実的に起こり得るものとして実質的に認められるもの」を指すとしています。そして、本件配布行為は、「管理職的地位になく、その職務の内容や権限に裁量の余地のない公務員によって、職務と全く無関係に、公務員により組織される団体の活動としての性格もなく行われたものであり、公務員による行為と認識し得る態様で行われたものでもないから、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるものとはいえない」とし、管理職的地位になく、その職務の内容や権限に裁量の余地のない一般職国家公務員が、職務と全く無関係に、公務と認識し得る態様によることなく行った政党の機関紙等の配布は、国家公務員法により禁止された政治的行為に当たらないとしています。

問題 6	正解	2	① 在監者の人権	重要度★★
------	----	---	----------	-------

- 1 ○ 判例（禁煙処分事件：最大判昭45.9.16）は、被拘禁者の自由に対する制限が必要かつ合理的なものであるかどうかは、制限の必要性の程度と制限される基本的人権の内容、これに加えられる具体的制限の態様との較量の上に立って決せられるべきものであるとしています。
- 2 × 判例（よど号ハイジャック新聞記事抹消事件：最大判昭58.6.22）は、未決勾留により拘禁された者の新聞紙等の閲読の自由を制限するには、監獄内の規律および秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる「相当の蓋然性」があると認められることが必要であり、かつ、その場合においても、右の制限の程度は、右の障害発生の防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまることが必要であるとしています。このように、判例は、未決勾留により拘禁された者の閲読の自由に対する制限の合憲性を「相当の蓋然性」の基準により判断しており、「明らかな差し迫った危険」があることまでは要求していません。
- 3 ○ 判例（禁煙処分事件：最大判昭45.9.16）は、喫煙を許すと罪証隠滅・火災発生のおそれがあり、他面、たばこは嗜好品にすぎず、その制限は必要かつ合理的なものであることを理由に、未決勾留により拘禁された者に対し喫煙を禁止する旧監獄法施行規則の規定は、憲法13条に違反するものとはいえないとしています。
- 4 ○ 判例（最判平3.7.9）は、旧監獄法施行規則120条は、被勾留者と幼年者との接見を原則として許さないとするものであり、旧監獄法50条の委任の範囲を超えた無効のものと断ぜざるを得ないとしています。
- 5 ○ 判例（最判平11.2.26）は、死刑確定者の信書の発送の許否の判断は拘置所長の裁量にゆだねられているところ、具体的な信書の発送の許否は、監獄法の規定に基づき、その制限が必要かつ合理的であるか否かの判断によって決定されるものであり、本件においてもそのような判断がされたものと解されることから、死刑廃止に反対する新聞投書への反論投稿を不許可とした拘置所長の判断には、裁量権の範囲を逸脱した違法があるとはいえないとしています。

関連過去問	R2-3
-------	------

問題7	正解	1	① 未成年者の人権	重要度★★
-----	----	---	-----------	-------

本問は、岐阜県青少年保護育成条例違反事件最高裁判決（最判平元. 9. 19）の伊藤正己裁判官補足意見を通じて、未成年者の知る自由の制限に関する理解を問うものです。

青少年の享有する **ア:知る自由** を考える場合に、一方では、青少年はその人格の形成期であるだけに偏りのない知識や情報に広く接することによって **イ:精神的** 成長をとげることができることから、その **ア:知る自由** の保障の必要性は高いのであり、そのために青少年を保護する親権者その他の者の配慮のみでなく、青少年向けの図書利用施設の整備などのような政策的考慮が望まれるのであるが、他方において、その自由…の保障の程度が成人の場合に比較して低いといわざるをえないのである。すなわち、**ア:知る自由** の保障は、提供される知識や情報を自ら選別してそのうちから自らの人格形成に資するものを取得していく能力が前提とされている。青少年は、一般的にみて、**イ:精神的** に未熟であって、右の選別能力を十全には有しておらず、その受ける知識や情報の影響をうけることが大きいとみられるから、成人と同等の **ア:知る自由** を保障される前提を欠くものであり、したがって青少年のもつ **ア:知る自由** は一定の制約を受け、その制約を通じて青少年の **イ:精神的** 未熟さに由来する害悪から保護される必要があるといわねばならない。…このようにして、ある表現が受け手として青少年にむけられる場合には、成人に対する表現の規制の場合のように、その制約の憲法適合性について厳格な基準が適用されないものと解するのが相当である。そうであるとすれば、一般に優越する地位をもつ表現の自由を制約する法令について違憲かどうかを判断する基準とされる、その表現につき **ウ:明白かつ現在の危険** が存在しない限り制約を許されないとか、より制限的でない他の選ぶ手段の存在するときは制約は違憲となるなどの原則はそのまま適用されないし、表現に対する事前の規制は原則として許されないとか、規制を受ける表現の範囲が明確でなければならないという違憲判断の基準についても成人の場合とは異なり、多少とも緩和した形で適用されると考えられる。

アには、有害図書の自動販売機への収納禁止の規制により制限される青少年の自由が入りますから、「知る自由」が入ります。イには、有害図書の自動販売機への収納禁止の規制の目的（青少年の未成熟論・害悪論）が入りますから、「精神的」が入ります。ウには、知る自由を含む表現の自由を制限する規制の合憲性判定基準が入りますから、「明白かつ現在の危険」が入ります。

関連過去問	なし
-------	----

問題 8

正解

3

テーマ

私人間効力

重要度★★★

- ア ×** 判例（三菱樹脂事件：最大判昭48.12.12）は、私人間の関係においても、相互の社会的力関係の相違から、一方が他方に優越し、事実上後者が前者の意思に服従せざるを得ない場合があるが、このような場合でも憲法の基本権保障規定の適用ないし類推適用を認めるべきではないとしています。
- イ ○** 判例（昭和女子大事件：最判昭49.7.19）は、私立学校の学則の細則としての性質を持つ生活要録の規定について、直接憲法の基本権保障規定に違反するかどうかを論ずる余地はないとしています。自由権的基本権の保障規定は、国または公共団体の統治行動に対して個人の基本的な自由と平等の保障を目的とした規定であって、専ら国または公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互間の関係について当然に適用ないし類推適用されるものではないからです。
- ウ ○** 判例（昭和女子大事件：最判昭49.7.19）は、私立大学においては、学生の政治的活動につきかなり広範な規律を及ぼすこととしても、これをもって直ちに社会通念上の学生の自由に対する不合理な制限とはいえないとしています。私立大学においては、建学の精神に基づく独自の伝統ないし校風と教育方針によって社会的存在意義が認められ、学生もそのような伝統ないし校風や教育方針のもとで教育を受けることを希望して当該大学に入学するものと考えられるからです。
- エ ×** 男子の定年年齢を60歳、女子の定年年齢を55歳と定める会社の就業規則について、判例（日産自動車事件：最判昭56.3.24）は、「上告会社の企業経営上の観点から定年年齢において女子を差別しなければならない合理的理由は認められ」ず、「上告会社の就業規則中女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、専ら女子であることのみを理由として差別したことに帰着するものであり、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法九〇条の規定により無効であると解するのが相当である。」としていますので、企業経営上の観点から合理的理由が認められれば、公序良俗に反して無効とはいえないと解する余地があります。

以上より、正しいものはイ・ウであり、肢3が正解となります。

関連過去問

25-4

問題 9

正解

3

テーマ

私人間効力

重要度★★

本問は、百里基地事件（最判平元. 6. 20）からの出題です。

- 1 ○ 上記判例は、「憲法98条1項は、憲法が国の最高法規であること、すなわち、憲法が成文法の国法形式として最も強い形式的効力を有し、憲法に違反するその余の法形式の全部又は一部はその違反する限度において法規範としての本来の効力を有しないことを定めた規定である」としています。
- 2 ○ 上記判例は、憲法98条1項「にいう『国務に関するその他の行為』とは、同条項に列挙された法律、命令、詔勅と同一の性質を有する国の行為、言い換えれば、公権力を行使して法規範を定立する国の行為を意味し、したがって、行政処分、裁判などの国の行為は、個別的・具体的ながらも公権力を行使して法規範を定立する国の行為であるから、かかる法規範を定立する限りにおいて国務に関する行為に該当するものというべきであるが、国の行為であつても、私人と対等の立場で行う国の行為は、右のような法規範の定立を伴わないから憲法98条1項にいう『国務に関するその他の行為』に該当しない」としています。
- 3 × 上記判例は、「憲法9条は、その憲法規範として有する性格上、私法上の行為の効力を直接規律することを目的とした規定ではなく、人権規定と同様、私法上の行為に対しては直接適用されるものではないと解するのが相当であり、国が一方当事者として関与した行為であつても、たとえば、行政活動上必要となる物品を調達する契約、公共施設に必要な土地の取得又は国有財産の売払いのためにする契約などのように、国が行政の主体としてでなく私人と対等の立場に立つて、私人との間で個々に締結する私法上の契約は、当該契約がその成立の経緯及び内容において実質的にみて公権力の発動たる行為となら変わりが無いといえるような特段の事情のない限り、憲法9条の直接適用を受けず、私人間の利害関係の公平な調整を目的とする私法の適用を受けるにすぎないものと解するのが相当である」としています。
- 4 ○ 上記判例は、「憲法9条の宣明する国際平和主義、戦争の放棄、戦力の不保持などの国家の統治活動に対する規範は、私法的な価値秩序とは本来関係のない優れて公法的な性格を有する規範であるから、私法的な価値秩序において、右規範がそのままの内容で民法90条にいう『公ノ秩序』の内容を形成し、それに反する私法上の行為の効力を一律に否定する法的作用を営むということはないのであつて、右の規範は、私法的な価値秩序のもとで確立された私的自治の原則、契約における信義則、取引の安全等の私法上の規範によつて相対化され、民法90条にいう『公ノ秩序』の内容の一部を形成する」としています。

- 5 ○ 上記判例は、「自衛隊の基地建設を目的ないし動機として締結された本件売買契約が、その私法上の契約としての効力を否定されるような行為であつたとはいえない。また、上告人らが平和主義ないし平和的生存権として主張する平和とは理念ないし目的としての抽象的概念であるから、憲法9条をはなれてこれとは別に、民法90条にいう『公ノ秩序』の内容の一部を形成することはなく、したがって私法上の行為の効力の判断基準とはならないものというべきである。そうすると、本件売買契約を含む本件土地取得行為が公序良俗違反にはならないとした原審の判断は、是認することができる」としています。

関連過去問	25-4、27-5、30-3
-------	----------------

問題10

正解

1



幸福追求権

重要度★★★

- 1 × 判例（早稲田大学江沢民講演会名簿提出事件：最判平15.9.12）は、大学における講演会参加者の学籍番号、氏名、住所、電話番号のような、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない個人情報であっても、「本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくない」と考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきもの」として当該情報を法的保護の対象としています。
- 2 ○ 判例（ノンフィクション「逆転」事件：最判平6.2.8）は、「前科等にかかわる事実については、これを公表されない利益が法的保護に値する場合があると同時に、その公表が許されるべき場合もあるのであって、ある者の前科等にかかわる事実を実名を使用して著作物で公表したことが不法行為を構成するか否かは、その者のその後の生活状況のみならず、事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その当事者の重要性、その者の社会的活動及びその影響力について、その著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性をも併せて判断すべきもので、その結果、前科等にかかわる事実を公表されない法的利益が優越するとされる場合には、その公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができるものといわなければならない」としています。
- 3 ○ 判例（住基ネット訴訟：最判平20.3.6）は、「住基ネットによって管理、利用等される本人確認情報は、氏名、生年月日、性別及び住所から成る4情報に、住民票コード及び変更情報を加えたものにすぎない。このうち4情報は、人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報であり、変更情報も、転入、転出等の異動事由、異動年月日および異動前の本人確認情報にとどまるもので、これらはいずれも、個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報とはいえない」としています。
- 4 ○ 判例（前科照会事件：最判昭56.4.14）は、「前科及び犯罪経歴（以下「前科等」という。）は人の名誉、信用に直接かかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する」としています。そして、「市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、軽重を問わず、前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使にあたる」としています。
- 5 ○ 判例（長良川事件報道訴訟：最判平15.3.14）は、「少年法61条に違反する推知報道に当たるかどうかは、その記事等により、不特定多数の一般人がその者を当該事件の本人であると推知することができるかどうかを基準にして判断すべき」としてしています。

関連過去問

23-3、26-3、28-4、R3-4

問題11

正解

2

テーマ

法の下での平等

重要度★★★

本問は、昭和47年の衆議院議員総選挙において、各選挙区間の議員1人当たりの有権者数の較差が最大4.99対1にあった議員定数不均衡訴訟を通じて、投票価値の平等、合理的期間理論、違憲判決の効力に関する理解を問うものです。

- 1 ○ 判例（最大判昭51.4.14）は、「憲法14条1項に定める法の下での平等は、選挙権に関しては、…徹底した平等化を志向するものであり、右15条1項等の各規定の文言上は単に選挙人資格における差別の禁止が定められているにすぎないけれども、単にそれだけにとどまらず、選挙権の内容、すなわち各選挙人の投票の価値の平等もまた、憲法の要求するところ」としています。
- 2 × 判例（最大判昭51.4.14）は、「選挙権の平等の性質からすれば、例えば、特定の範ちゅうの選挙人に複数の投票権を与えたり、選挙人の間に納税額等による種別を設けその種別ごとに選挙人数と不均衡な割合の数の議員を選出させたりするような、殊更に投票の実質的価値を不平等にする選挙制度（は、選挙権の平等）に違反することは明らかである」としています。
- 3 ○ 判例（最大判昭51.4.14）は、人口の異動によって「具体的な比率の偏差が選挙権の平等の要求に反する程度となつたとしても、これによつて直ちに当該議員定数配分規定を憲法違反とすべきものではなく、人口の変動の状態をも考慮して合理的期間内における是正が憲法上要求されていると考えられるのにそれが行われない場合に始めて（原文ママ）憲法違反」となるとしています。
- 4 ○ 判例（最大判昭51.4.14）は、「選挙区割及び議員定数の配分は…、一部の部分における変動は他の部分にも波動的に影響を及ぼすべき性質を有するものと認められ、その意味において不可分の一体をなすと考えられるから、右配分規定は、単に憲法に違反する不平等を招来している部分のみでなく、全体として違憲の瑕疵を帯びる」としています。
- 5 ○ 判例（最大判昭51.4.14）は、「選挙人の投票価値の不平等が、国会において通常考慮しうる諸般の要素をしんしやくしてもなお、一般的に合理性を有するものとはとうてい考えられない程度に達しているときは、もはや国会の合理的裁量の限界を超えているものと推定されるべきものであり、このような不平等を正当化すべき特段の理由が示されない限り、憲法違反と判断するほかはない」としています。

関連過去問

19-41、26-5

問題12

正解

4



法の下での平等

重要度★★★

- 1 × 判例（女子再婚禁止期間事件：最大判平27.12.16）は、民法733条1項の規定のうち100日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は、父性の推定の重複を回避するために必要な期間ということとはできず、合理性を欠いた過剰な制約を課すものとなっているというべきであり、平成20年当時において、憲法14条1項等に違反するとしています。なお、国会が女性の再婚禁止期間を定める民法733条を改廃しないことは、憲法の一義的な文言に違反しているとはいえず、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではないとしています。
- 2 × 判例（尊属殺重罰規定事件：最大判昭48.4.4）は、旧刑法200条は、尊属殺の法定刑を死刑または無期懲役刑のみに限っている点において、その立法目的達成のため必要な限度を遥かに超え、普通殺に関する刑法199条の法定刑に比し著しく不合理な差別的取扱いをするものと認められ、憲法14条1項に違反して無効であるとしなければならないとしています。
- 3 × 判例（最大判昭33.10.15）は、「論旨…は、売春取締に関する罰則を条例で定め、地域によって取扱に差別を生ずるが故に、憲法の掲げる平等の原則に反するとの趣旨を主張する…。しかし憲法が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、地域によって差別を生ずることは当然に予期されることであるから、かかる差別は憲法みずから容認するところであると解すべきである。それ故、地方公共団体が売春の取締について各別に条例を制定する結果、その取扱に差別を生ずることがあっても、所論のように地域差の故をもって違憲ということとはできない」としています。
- 4 ○ 判例（最大決平25.9.4）は、法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきていることを理由に、法定相続分について嫡出性の有無により差異を設ける規定は、遅くとも平成13年7月当時においては、立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていたというべきであるとして、憲法14条1項に違反するとしています。
- 5 × 判例（最大判平20.6.4）は、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子について、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した（準正のあった）場合に限り届出による日本国籍の取得を認めていることによって、認知されたにとどまる子と準正のあった子との間に日本国籍の取得に関する区別を生じさせていることは、遅くとも上告人らが国籍取得届を提出した平成17年当時において、憲法14条1項に違反していたとしています。

関連過去問

22-4、24-6、25-3、28-7、R1-4

問題13	正解	1	テーマ 思想・良心の自由	重要度★★
------	----	---	--------------	-------

- 1 × 判例（最判平23.5.30）は、都立学校の校長が、教員に対して、卒業式の際に国旗に向かって起立、および、国歌斉唱を命じる職務命令の憲法適合性について、起立斉唱行為は「日の丸」や「君が代」に対して敬意を表明することには応じ難いと考える者にとっては、その者の思想・良心の自由についての間接的な制約となるとした上で、このような間接的な制約が許容されるか否かは、当該職務命令に上記の制約を許容しうる程度の必要性および合理性が認められるか否かという観点から判断するのが相当であると判示しており、思想・良心の自由の間接的な制約は、必要性・合理性があれば許されるとしています。
- 2 ○ 判例（三菱樹脂事件：最大判昭48.12.12）は、企業者が雇用の自由を有し、思想、信条を理由として雇入れを拒んでもこれを違法とすることができない以上、労働者を雇い入れようとする企業者が、その採否決定にあたり、労働者の思想、信条を調査し、そのためその者からこれに関連する事項についての申告を求めることは、違法とはいえない、としています。
- 3 ○ 判例（謝罪広告事件：最大判昭31.7.4）は、裁判所による謝罪広告の掲載を命じる判決は、当該謝罪広告が倫理的な意思や良心の自由を不当に制限するものではなく、単に事態の真相の告白と陳謝の意の表明にとどまるものである限りは思想および良心の自由を侵害することはない、としています。
- 4 ○ 判例（最判平19.2.27）は、市立小学校の音楽専科の教諭が、入学式の国歌斉唱の際に「君が代」のピアノ伴奏を行うことを内容とする校長の職務命令に従わず、戒告処分を受けた事件につき、客観的に見て、入学式の国歌斉唱の際に「君が代」のピアノ伴奏をするという行為自体は、音楽専科の教諭等にとって通常想定され期待されるものであって、上記伴奏を行う教諭等が特定の思想を有するということを外部に表明する行為であると評価することは困難なものであり、特に、職務上の命令に従ってこのような行為が行われる場合には、上記のように評価することは一層困難であるといわざるを得ないとしています。
- 5 ○ 判例（麹町中学校内申書事件：最判昭63.7.15）は、内申書に高校進学希望者が学生集会に参加していた事実を記載したとしても、これは思想・信条そのものを記載したのではなく、かかる外部的行為によってその者の思想および信条を了知しうるものではないため、思想および良心の自由を侵害しないとしています。

関連過去問	21-5、25-4
-------	-----------

問題14	正解	1	① 信教の自由	重要度★★★
------	----	---	---------	--------

- 1 ○ 判例（エホバの証人剣道実技拒否事件：最判平8.3.8）は、市立工業高等専門学校において、信仰上の理由によって剣道の必修実技の履修を拒否した学生に対して、代替措置を採ることなく、退学処分をした校長の措置は、裁量権の範囲を超え違法であるとしています。
- 2 × 判例（加持祈祷事件：最大判昭38.5.15）は、精神疾患平癒を祈願するため、宗教行為の一種としてなされた加持祈祷行為であっても、他人の生命、身体等に危害を及ぼす違法な有形力の行使に当たり、これにより被害者を死に致したものである以上、それは信教の自由を逸脱するものであるとしています。当該加持祈祷行為の動機、手段、方法およびそれによって被害者の生命を奪うに至った暴行の程度などは、医療上一般に承認された精神疾患患者に対する治療行為とは到底認めがたいからです。
- 3 × 判例（オウム真理教解散命令事件：最決平8.1.30）は、宗教法人法上の解散命令の制度は、専ら宗教法人の世俗的側面を対象とする世俗的目的によるものであって、宗教団体や信者の精神的、宗教的側面に容かいする意図によるものではないとしています。
- 4 × 判例（津地鎮祭事件：最大判昭52.7.13）は、政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国家と宗教の分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものであるとしています。なお、同判例は、国家と宗教の完全な分離の実現は不可能に近く、かえって不合理な事態を生じるとしており、本肢の後半は正しい内容です。
- 5 × 判例（最判平14.7.11）は、県知事の大嘗祭への参列は、憲法上の政教分離原則およびそれに基づく政教分離規定に違反するものではないとしています。県知事の大嘗祭への参列は、宗教とのかかわり合いの程度が我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとは認められないからです。

関連過去問	20-41、21-5、28-6、R3-5
-------	----------------------

問題15	正解	3	① 表現の自由	重要度★★★
------	----	---	---------	--------

- 1 ○ 判例（法廷メモ採取事件：最大判平元. 3. 8）は、「さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取することを補助するものとなされる限り、筆記行為の自由は、憲法21条1項の規定の精神に照らして尊重されるべきである」としています。
- 2 ○ 判例（法廷メモ採取事件：最大判平元. 3. 8）は、「傍聴人が法廷においてメモを取ることは、その見聞する裁判を認識、記憶するためになされるものである限り、尊重に値し、故なく妨げられてはならない」としています。
- 3 × 判例（法廷メモ採取事件：最大判平元. 3. 8）は、「筆記行為の自由は、憲法21条1項の規定によって直接保障されている表現の自由そのものとは異なるものであるから、その制限又は禁止には、表現の自由に制約を加える場合に一般に必要とされる厳格な基準が要求されるものではない」としています。
- 4 ○ 判例（法廷メモ採取事件：最大判平元. 3. 8）は、「傍聴人のメモを取る行為が公正かつ円滑な訴訟の運営を妨げるに至ることは、通常はあり得ないのであつて、特段の事情のない限り、これを傍聴人の自由に任せるべきであり、それが憲法二一条一項の規定の精神に合致する」としています。
- 5 ○ 判例（法廷メモ採取事件：最大判平元. 3. 8）は、「報道の公共性、ひいては報道のための取材の自由に対する配慮に基づき、司法記者クラブ所属の報道機関の記者に対してのみ法廷においてメモを取ることを許可することも、合理性を欠く措置ということとはできない」としています。

関連過去問	16-5、23-5、23-41、25-7、25-41、27-41、29-41、30-41、R1-41、R2-4
-------	---

問題16

正解

3



報道の自由・取材の自由

重要度★★★

- 1 ○ 判例（石井記者事件：最大判昭27.8.6）は、「新聞記者に取材源につき証言拒絶権を認めるか否かは立法政策上考慮の余地のある問題であり、…わが現行刑法は新聞記者を証言拒絶権あるものとして列挙していないのであるから、刑訴一四九条に列挙する医師等と比較して新聞記者に右規定を類推適用することのできないことはいうまでもない」としています。また、憲法21条は、「一般人に対し平等に表現の自由を保障したものであつて、新聞記者に特種の保障を与えたものではない。…未だいいたいことの内容も定まらず、これからその内容を作り出すための取材に関しその取材源について、公の福祉のため最も重大な司法権の公正な発動につき必要欠くべからざる証言の義務をも犠牲にして、証言拒絶の権利までも保障したものととは到底解することができない」としています。
- 2 ○ 判例（北海タイムス事件：最大決昭33.2.17）は、新聞が真実を報道するための取材活動の自由も無制限であるということとはできず、公判廷の状況を一般に報道するための取材活動であっても、その活動が公判廷における審判の秩序を乱し、被告人その他訴訟関係人の正当な利益を不当に害するものは許されないとしています。
- 3 × 判例（TBSビデオテープ押収事件：最決平2.7.9）は、報道機関の取材の自由も憲法21条の精神に照らし十分尊重されるべきものとしていますが、公正な裁判の実現のためにある程度の制約を受けることは許容しています。そして、報道機関の有する取材テープを警察の捜査活動の一環として押収した処分に関しても、取材テープの証拠価値の重要性や取材の自由の制約の程度などを検討した上で、取材の自由に対する許されない制約ではないとしています。
- 4 ○ 判例（外務省秘密漏洩事件：最決昭53.5.31）は、報道機関が公務員に対して秘密の漏示をそそのかしたからといって直ちにその行為の違法性が推定されるものではなく、それが真に報道の目的からでたものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである限りは実質的に違法性を欠き正当な業務行為であるとしています。しかし、当初から秘密文書入手するための手段として利用する意図で公務員と肉体関係を持ち、公務員がその関係のため被告人の依頼を拒み難い心理状態に陥ったことに乗じて秘密文書を持ち出させたなど取材対象者の人格を著しく蹂躪した取材行為は、正当な取材活動の範囲を逸脱するとしています。
- 5 ○ 判例（博多駅テレビフィルム提出命令事件：最大決昭44.11.26）は、報道のための取材の自由は、憲法21条の精神に照らし十分尊重に値するものであるとする一方、公正な刑事裁判の実現を保障するため、報道機関の取材活動によって得られたものが証拠として必要と認められる場合、取材の自由がある程度の制約を蒙ることとなってもやむを得ないとしています。

関連過去問

16-5、23-5、23-41、25-7、25-41、27-41、29-41、30-41、R1-41、R2-4

問題17	正解	5	テーマ 表現の自由	重要度★★★
------	----	---	-----------	--------

- ア ○** 判例（立川反戦ビラ配布事件：最判平20.4.11）は、「表現の自由は、民主主義社会において特に重要な権利として尊重されなければならない、政治的意見を記載したビラの配布は、表現の自由の行使とすることができる。」としています。
- イ ○** 判例（立川反戦ビラ配布事件：最判平20.4.11）は、「憲法21条1項も、表現の自由を絶対無制限に保障したのではなく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限を是認するものであって、たとえ思想を外部に発表するための手段であっても、その手段が他人の権利を不当に害するようなものは許されない」としています。
- ウ ×** 判例（立川反戦ビラ配布事件：最判平20.4.11）は、「本件では、表現そのものを処罰することの憲法適合性が問われているのではなく、表現の手段すなわちビラの配布のために『人の看守する邸宅』に管理権者の承諾なく立ち入ったことを処罰することの憲法適合性が問われている」としています。
- エ ×** 判例（立川反戦ビラ配布事件：最判平20.4.11）は、「たとえ表現の自由の行使のためとはいっても、…管理権者の意思に反して立ち入ることは、管理権者の管理権を侵害するのみならず、そこで私的生活を営む者の私生活の平穏を侵害するものといわざるを得ない」としています。

以上より、判決の論旨として妥当でないものはウ・エであり、肢5が正解となります。

関連過去問	16-5、23-5、23-41、25-7、25-41、27-41、29-41、30-41、R1-41、R2-4
-------	---

問題18	正解	2	（テーマ） 集会の自由	重要度★★★
------	----	---	-------------	--------

- 1 ○ 判例（成田新法事件：最大判平4.7.1）は、集会は、国民が様々な意見や情報等に接することにより自己の思想や人格を形成、発展させ、また、相互に意見や情報等を伝達、交流する場として必要であり、憲法21条1項の保障する集会の自由は、民主主義社会における重要な基本的人権の一つとして特に尊重されなければならないとしています。
- 2 × 判例（泉佐野市民会館事件：最判平7.3.7）は、公共施設における集会の開催の制限が肯認されるかどうかは、基本的人権としての集会の自由の重要性と、当該集会が開かれることによって侵害されることのある他の基本的人権の内容等を較量して決すべきものであり、この較量をするに当たっては、経済的自由の制約における以上に厳格な基準の下にされなければならないとしています。
- 3 ○ 判例（皇居前広場事件：最大判昭28.12.23）は、管理権者は、公共福祉用財産（現公共用財産）の種類に応じ、また、その規模、施設を勘案し、その公共福祉用財産としての使命を十分達成せしめるよう適正にその管理権を行使すべきであり、もしその行使を誤り、国民の利用を妨げた場合は、違法たるを免れないとしています。公共福祉用財産の利用の許否は、その利用が公共福祉用財産の公共の用に供される目的に沿うものである限り、管理権者の単なる自由裁量によって判断されるべきではないからです。
- 4 ○ 判例（泉佐野市民会館事件：最判平7.3.7）は、集会の用に供される公共施設の管理者が、利用を不相当とする事由が認められないにもかかわらずその利用を拒否しうるのは、利用の希望が競合する場合のほかは、施設をその集会のために利用させることによって他の基本的人権が侵害され、公共の福祉が損なわれる場合に限られるとしています。
- 5 ○ 判例（皇居前広場事件：最大判昭28.12.23）は、国民が皇居外苑で集会することは、一応皇居外苑が公共の用に供されている目的に沿う使用の範囲内のことであるから、その使用の許否は、管理権者の自由裁量に属するものではないとしています。

関連過去問	12-4
-------	------

問題19

正解

5



検閲の禁止

重要度★★★

本問は、外国から郵便で書籍等を輸入しようとしたXが函館税関札幌税関支署長Yから関税定率法の定める輸入禁制品に該当する旨の通知を受けた税関検査事件についての最高裁判所大法廷判決（最大判昭59. 12. 12）に関する理解を問うものです。

- 1 ○ 判例（税関検査事件：最大判昭59. 12. 12）は、憲法が検閲の禁止について特別の規定を設けたのは、検閲がその性質上表現の自由に対する最も厳しい制約となるものであることにかんがみ、公共の福祉を理由とする例外の許容をも認めない趣旨を明らかにしたものと解すべきであるとして、憲法21条2項前段の規定は、検閲の絶対的禁止を宣言した趣旨と解しています。
- 2 ○ 判例（税関検査事件：最大判昭59. 12. 12）は、「憲法21条2項にいう『検閲』とは、行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものを指すと解すべきである」としています。
- 3 ○ 判例（税関検査事件：最大判昭59. 12. 12）は、輸入が禁止される表現物は、一般に、国外においては既に発表済みのものであつて、その輸入を禁止したからといって、それは、当該表現物につき、事前に発表そのものを一切禁止するというものではないというべきであり、その意味において、税関検査は、事前規制そのものということとはできないとしています。
- 4 ○ 判例（税関検査事件：最大判昭59. 12. 12）は、「猥褻表現物の流入、伝播によりわが国内における健全な性的風俗が害されることを実効的に防止するには、単なる所持目的かどうかを区別することなく、その流入を一般的に、いわば水際で阻止することもやむを得ない」としています。
- 5 × 判例（税関検査事件：最大判昭59. 12. 12）は、「猥褻表現物である書籍、図画等の輸入が一切禁止されることとなる結果、わが国内における発表の機会が奪われるとともに、国民のこれに接する機会も失われ、知る自由が制限されることとなるのは否定し難い…が、かかる書籍、図画等については、…もともとその頒布、販売は国内において禁止されており、これについての発表の自由も知る自由も、他の一般の表現物の場合に比し、著しく制限されているのであつて、このことを考慮すれば、右のような制限もやむを得ないものとして是認せざるを得ない」としています。

関連過去問

15-4、28-41

問題20

正解

4

テーマ

事前抑制禁止の原則

重要度★★★

本問は、最高裁判所判決（北方ジャーナル事件：最大判昭61. 6. 11）からの出題です。

表現行為に対する事前抑制は、新聞、雑誌その他の出版物や放送等の表現物がその **ア：自由市場** に出る前に抑止してその内容を読者ないし聴視者の側に到達させる途を閉ざし又はその到達を遅らせてその意義を失わせ、公の批判の機会を減少させるものであり、また、事前抑制たることの性質上、予測に基づくものとならざるをえないこと等から事後制裁の場合よりも広汎にわたり易く、濫用の虞があるうえ、実際上の **イ：抑止の効果** が事後制裁の場合より大きいと考えられるのであつて、表現行為に対する事前抑制は、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法二一条の趣旨に照らし、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容されうるものといわなければならない。

出版物の頒布等の事前差止めは、このような事前抑制に該当するものであつて、とりわけ、その対象が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為に関するものである場合には、そのこと自体から、一般にそれが公共の利害に関する事項であるといふことができ、…その表現が私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべきであることにかんがみると、当該表現行為に対する事前差止めは、原則として許されないものといわなければならない。ただ、右のような場合においても、その **ウ：表現内容** が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であつて、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときは、当該表現行為はその価値が被害者の名誉に劣後することが明らかであるうえ、有効適切な救済方法としての差止めの必要性も肯定されるから、かかる **エ：実体的** 要件を具備するときに限つて、例外的に事前差止めが許されるものというべきであり、このように解しても上來說示にかかる憲法の趣旨に反するものとはいえない。

ア には「自由市場」が入ります。表現の自由市場は、自由に表現できることによって真理が導かれるとするものであり、表現の自由が他の人権よりも優越的地位にあるとする根拠の一つです。**ア** の後ろには、「出る前に抑止して」とあるため、**ア** には「表現が自由に議論できる（市場）前」という内容の語句である「自由市場」が入ることになります。次に、**イ** の前に、「その内容を読者ないし聴視者の側に到達させる途を閉ざし又はその到達を遅らせてその意義を失わせ、公の批判の機会を減少させる」とあり、表現を控える状況のことが述べられています。したがって、**イ** には「抑止的效果」が入ります。**ウ** の後には「真実」とありますから **ウ** には「表現内容」が入ります。そして、「その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であつて、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときは」とあり、これを受けて「かかる **エ** 要件を具備するときに限つて」とあります。これは表現行為に対する事前差止めが許される実体的な要件ですから、**エ** には「実体的」が入ります。

以上より、アー自由市場、イー抑止的效果、ウー表現内容、エー実体的が入り、肢4が正解となります。

関連過去問

15-4、28-41、29-41

問題21

正解

2

テーマ

学問の自由

重要度★★

本問は、東大ポロ事件（最大判昭38.5.22）を基に、学問の自由と警察権力との関係に関する理解を問うものです。

- 1 ○ 上記判例は、「学問の自由は、一面において、広くすべての国民に対してそれらの自由を保障するとともに、他面において、大学が学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることにかんがみて、特に大学におけるそれらの自由を保障することを趣旨としたものである」としています。
- 2 × 上記判例は、憲法23条の学問の自由は、学問的研究の自由とその研究結果の発表の自由とを含むものであるとしています。
- 3 ○ 上記判例は、「大学における学問の自由を保障するために 伝統的に大学の自治が認められ、この自治は、とくに大学の教授その他の研究者の人事に関して認められ、大学の学長、教授その他の研究者が大学の自主的判断に基づいて選任される」としています。
- 4 ○ 上記判例は、学生の集会が真に学問的な研究またはその結果の発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動に当たる行為をする場合には、大学の有する特別の学問の自由と自治は享有しないとしています。
- 5 ○ 上記判例は、「学問の自由は、学生も一般の国民と同じように享有するが、大学の学生としてそれ以上に学問の自由を享有し、また大学当局の自治的（原文ママ）管理による施設を利用できるのは、大学の本質に基づき、大学の教授その他の研究者の有する特別な学問の自由と自治の効果としてである」としています。

関連過去問

18-6、21-6、30-4

[多肢選択式問題]

問題 1	正解	ア	2	イ	15	ウ	9	エ	20	テーマ	信教の自由	重要度★★
------	----	---	---	---	----	---	---	---	----	-----	-------	-------

本問は、自衛官合祀拒否事件大法廷判決（最大判昭63.6.1）を基に、憲法20条3項の「宗教的活動」の意義、政教分離原則の法的性格に関する理解を問うものです。

本件合祀申請に至る過程において県E会に協力してした地連職員の行為が、憲法二〇条三項にいう宗教的活動に当たるか否かを検討する。

右条項にいう宗教的活動とは、宗教とかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、当該行為の目的が **ア：2－宗教的意義** をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいい、ある行為が宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の行われる場所、当該行為に対する **イ：15** **－一般人** の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の **イ：15－一般人** に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならないものである。

…なお、憲法二〇条三項の政教分離規定は、いわゆる **ウ：9－制度的保障** の規定であつて、私人に対して信教の自由そのものを **エ：20－直接** 保障するものではなく、国及びその機関が行うことのできない行為の範囲を定めて国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由を確保しようとするものである…。したがって、この規定に違反する国又はその機関の宗教的活動も、それが同条一項前段に違反して私人の信教の自由を制限し、あるいは同条二項に違反して私人に対し宗教上の行為等への参加を強制するなど、憲法が保障している信教の自由を **エ：20－直接** 侵害するに至らない限り、私人に対する関係で当然には違法と評価されるものではない。

ア と **イ** には、憲法20条3項の「宗教的活動」の意義、目的効果基準の内容が入りますから、**ア** には、「2－宗教的意義」が入ります。そして、判例は、一般人の宗教的評価を基準としていますから（津地鎮祭事件：最大判昭52.7.13など）、**イ** には、「15－一般人」が入ります。**ウ** は、政教分離の法的性格が入り、判例の制度的保障説では、間接的な制度違反のみでは信教の自由の侵害と認められないことになります。したがって、

ウ には「9－制度的保障」、**エ** には「20－直接」が入ります。

関連過去問	20-41、21-5、28-6、R3-5
-------	----------------------

問題2

正解

ア

8

イ

15

ウ

2

エ

18

(テーマ)

表現の自由

重要度★★★

本問は、裁判官が通信傍受法案に反対する集会に参加し、「自分としては、仮に法案に反対の立場で発言しても、裁判所法に定める積極的な政治運動に当たるとは考えないが、パネリストとしての発言は辞退する。」旨の発言をしたことが、裁判所法52条1号の「積極的に政治活動をする事」に当たるかが問題となった寺西裁判官事件（最大決平10.12.1）からの出題です。

裁判官に対し「積極的に政治運動をする事」を禁止することは、必然的に裁判官の表現の自由を一定範囲で制約することにはなるが、右制約が合理的で必要やむを得ない限度にとどまるものである限り、憲法の許容するところであるといわなければならない。右の禁止の目的が正当であって、その目的と禁止との間に合理的関連性があり、禁止により得られる利益と失われる利益との均衡を失するものでないなら、憲法21条1項に違反しないといふべきである。そして、右の禁止の目的は、…裁判官の独立及び **ア：8－中立・公正** を確保し、裁判に対する **イ：15－国民の信頼** を維持するとともに、**ウ：2－三権分立** 主義の下における司法と立法、行政とのあるべき関係を規律することにより、この立法目的は、もとより正当である。また、裁判官が積極的に政治運動をする事は…裁判官の独立及び **ア：8－中立・公正** を害し、裁判に対する **イ：15－国民の信頼** を損なうおそれ大きいから、積極的に政治運動をする事を禁止することと右の禁止目的との間に合理的な関連性があることは明らかである。さらに、裁判官が積極的に政治運動をする事を、これに内包される意見表明そのものの制約をねらいとしてではなく、その行動のもたらす弊害の防止をねらいとして禁止するときは、同時にそれにより意見表明の自由が制約されることにはなるが、それは単に行動の禁止に伴う限度での **エ：18－間接的、付随的** な制約にすぎず、かつ、積極的に政治運動をする事以外の行為により意見を表明する自由までも制約するものではない。他面、禁止により得られる利益は、裁判官の独立及び **ア：8－中立・公正** を確保し、裁判に対する **イ：15－国民の信頼** を維持するなどというものであるから、得られる利益は失われる利益に比して更に重要なものといふべきであり、その禁止は利益の均衡を失するものではない。

ア および **イ** は、裁判官が「積極的に政治運動をする事」を禁止する目的が入るところ、**ア** の前には「裁判官の」、**イ** の前には「裁判に対する」とあるため、それぞれ「8－中立・公正」、「15－国民の信頼」が入ります。**ウ** については、続けて「司法と立法、行政とのあるべき関係を規律する」とすることに注目すると、「2－三権分立」が入ります。**エ** については、その前後に「単に行動の禁止に伴う…制約」とありますから、意見表明の自由への制約の直接性の有無が問題となっているところ、裁判官に対し「積極的に政治活動をする事」を禁止することは、直接には行動の自由を制約し、間接的、付随的に意見表明の自由を制約するにすぎないため、**エ** には、「18－間接的、付随的」が入ることになります。

関連過去問

12-4、29-3、30-41、R1-7